4　次の各号に掲げる昼間走行灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯

第百四十条第六項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　昼間走行灯

第百四十条第十二項中「低速走行時側方照射灯」の下に「、昼間走行灯」を加える。

第百四十六条第一項中「6.2.1.1.」を「6.2.1.3.」に改め、同条第七項第一号イ中「又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置」を削り、同条第十一項中「各号」を「及び第10項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「取り付け」を「取付け」に、「後写鏡」を「鏡その他の装置」に、「前項第１号」を「第９項第１号及び前項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第７項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一　鏡体部及びその支持部により構成される装置は、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取り付けられており、かつ、取付部付近の自動車の最外側より突出しない構造。ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。）にあっては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取り付けられている構造であればよいものとする。

二　カメラ及び画像表示装置により構成される装置は、確実に取り付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造

第百七十八条第四項ただし書中「、第４号及び第５号」を「及び第４号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「供する自動車」の下に「（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。第３号及び第４号において同じ。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五項中「）以外」を「以下この項において同じ。）以外」に、「、平成20年12月31日までに製作された」を「及び」に、「（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び第４項のただし書きにより同項第２号、第３号、第４号及び第５号の基準の適用を受けない自動車にあっては」を「（協定規則第26号の技術的な要件に適合している自動車を除く。）であって」に改める。

第百八十条第二項第二号イ本文中「８ｔ以下の自動車」の下に「（被牽引自動車を除く。）」を加え、同条第三項第一号を次のように改める。

一　突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上450㎜以下（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては地上500㎜以下）となるように取り付けられていること。ただし、自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が2,550㎜（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては2,260㎜）を超えるもの、コンクリート・ミキサー車、ダンプ車、２以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車、突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着することが困難な自動車にあっては、地上550㎜以下であればよい。

第百八十条第三項第四号中「及びヒンジ等」を「、ヒンジ等」に、「附属物」を「付属物」に、「300㎜以内」を「300㎜以下」に、「にあっては400㎜以内」を「（被牽引自動車を除く。）にあっては400㎜以下。被牽引自動車（コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの（荷台が傾斜するものを除く。）に限る。）にあっては200㎜以下。」を加える。

第百九十六条第三項中「前項第六号」を「前項第６号」に改める。

第百九十八条第七項に次の一号を加える。

十四　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、当該自動車の速度が10㎞／ｈを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。

第百九十八条第十一項に次の一号を加える。

十八　配光可変型前照灯は、自動車の速度が10㎞／ｈを超える場合に夜間において常に点灯している構造であること。

第二百二条の次に次の一条を加える。

（昼間走行灯）

第202条の２　昼間走行灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　昼間走行灯の光度は、1,440cd以下であること。

二　昼間走行灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

三　昼間走行灯の灯光の色は、白色であること。

四　昼間走行灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。

五　昼間走行灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。

六　昼間走行灯の照明部の大きさは、25㎠以上200㎠以下であること。

２　次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の指定を受けた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯